

鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例

鳥羽市は、古くから造船業などのものづくり産業に加え、豊かな自然景観、海産物などの食資源、海女文化といった海にまつわる観光資源を活かした観光関連産業及び付随するサービス産業を中心に、日本有数の観光地域として伊勢志摩地域の経済を支えてきた。この鳥羽市の経済を長きにわたり牽引してきたのは多様な民間事業者であり、中でもその大宗を占める中小企業・小規模企業は、経済の重要な担い手であるとともに、市民生活を支え、地域社会の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、鳥羽市では、急激な人口減少と生産年齢人口の減少が進行している。また、昨今の地政学的世界情勢の変化、感染症のまん延、気候変動への対応、人材不足や国内市場の縮小が相まって、中小企業・小規模企業を取り巻く事業環境は厳しさを増している。

このような状況の中、今後想定される大規模災害等への対応、南海トラフ巨大地震やパンデミック発生時における事業者の早期復旧・復興に向けた行政と商工会議所等との連携強化が重要となっており、実効性のある対策を迅速に実施できる仕組みづくりが必要である。

一方で、伊勢志摩地域には神宮式年遷宮の度に多くの観光客が訪れ、地域経済に好景気をもたらしてきた歴史がある。20年に1度の神宮式年遷宮を契機に、新たな市場を獲得し、鳥羽市経済の規模拡大が期待される。

行政、民間事業者、支援機関等がこの認識を共有し、行政による産業基盤整備の推進と、民間活力の活用による地域経済拡大の好循環を生み出すため、今こそ新たな挑戦への行動が必要である。

このような認識のもと、中小企業・小規模企業のさらなる発展を市政策の重要項目に位置づけ、中小企業・小規模企業をはじめとする関係機関と市が一体となって振興し、地域の活力を高め地域経済の拡大を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等に関する施策の基本

となる事項を定め、市の責務、中小企業等の努力、並びに商工団体等の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市内の中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する市内の小規模企業者をいう。
- (3) 中堅企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中小企業者を除く常時使用する従業員の数が2,000人以下の市内の企業及び個人をいう。
- (4) 商工団体等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく鳥羽商工会議所、その他の商工業に関する市内の団体及び中小企業等の振興を図ることを目的とする市内団体をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって、市内に存するもの及び市内で研究開発等の事業活動を行う機関をいう。
- (6) 金融機関 市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行う機関をいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤及び通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 中小企業等が自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組を行うことを促すこと。
- (2) 地域における雇用を維持し、地域社会の活力を確保するために、中小企

業等が果たす役割の重要性に鑑み、関係機関が一体となって中小企業等の振興を強力に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、中小企業等の実態を的確に把握し、その意見の反映に努め、国、県その他関係機関と連携して取り組むものとする。

3 市は、中小企業等の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業等の主体的な努力と地域社会への寄与)

第5条 中小企業等は、自らの事業の発展に自主的に努めるとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 地域における雇用機会の確保及び人材育成に努めること。

(2) 従業員の働きやすい環境の整備に努めること。

(3) まちづくりや地域の文化又は伝統継承の担い手としてコミュニティの維持及び発展に協力すること。

(商工団体等の役割)

第6条 商工団体等は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の経営の安定及び向上を支援する事業に積極的に取り組むとともに、市等が行う施策に積極的に協力するものとする。

2 商工団体等は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 商工団体等は、国の地方創生施策に基づく民間活力の活用に主体的に関与し、その調整を図るものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、企業人材育成機関及び高度人材育成機関として、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) その有する知見を活用し、地域企業との産学連携事業を推進すること。

(2) 地域企業への理解促進のため、インターンシップ等を積極的に実施すること。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等の円滑な資金調達に協力するとともに、その経営改善に資する支援に努めるものとする。

(中堅企業の役割)

第9条 中堅企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 中堅企業は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域経済の持続的発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の持続的な発展及び市民生活に寄与していることについての理解を深め、その振興施策に対し協力をするよう努めるものとする。

(基本方針)

第11条 市は、中小企業等の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対し、商工会議所をはじめとする関係機関等と連携し、次に掲げる事項に基づき、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化に関すること。
- (2) 販路の拡大及び新たな事業の展開の促進に関すること。
- (3) 人材の確保及び育成に関すること。
- (4) 創業の促進並びに事業承継への支援に関すること。
- (5) 企業間連携等の促進に関すること。
- (6) デジタル技術の活用に関すること。
- (7) カーボンニュートラルへの対応に関すること。
- (8) 防災及び減災対策の促進に関すること。
- (9) 観光誘客及び消費の促進に関すること。

(10) 資金供給の円滑化に関すること。

(11) 職場環境整備に関すること。

(ものづくり産業の振興)

第12条 市は、地域の社会基盤を支える建設、運輸、工業その他のものづくり産業の振興を図るため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) ものづくりを支える知識、技術及び技能の継承に関すること。

(2) 新たな取引や販路を開拓するため、ICT技術等を活用した情報発信に関すること。

(3) デジタル技術の活用や新事業の創出に関すること。

(4) 多様な人材確保のための職場環境の改善に関すること。

(サービス産業の振興)

第13条 市は、地域経済の高付加価値化に資する商業、観光、宿泊、料飲食業その他のサービス産業の振興を図るため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) 多様な地域資源を活用した新たな商品及びサービスの開発に関すること。

(2) 販売促進や販売経路の多様化に関すること。

(3) 本業の強みを生かした新事業への進出など業態転換等に関すること。

(観光関連産業の振興)

第14条 市は、国際観光都市としての鳥羽市の基幹産業である観光関連産業の振興を推進するため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) 漁業と観光関連産業との連携強化に関すること。

(2) 海女文化、歴史遺産等民俗学的資源の経済的活用に関すること。

(3) 外国人観光客等の受け入れ強化に関すること。

(4) 自然景観や文化財などの観光資源の形成、維持及び保全に関すること。

(産業基盤整備と民間活力の活用)

第15条 市は、民間投資を呼び込むための産業基盤整備を推進し、民間事業者の知識、知見及び技術を生かして、地域経済の拡大を図るものとする。

(大規模災害時の早期の復旧及び復興の仕組み)

第16条 市は、大規模災害時等における中小企業等の早期の復旧及び復興を適切に進めるため、平時からの情報共有に努めるとともに、発災時には、官民連携による迅速かつ実効性のある取組を実施するものとする。

(緊急経済対策等の政策協議の場)

第17条 市は、景気後退等により国の緊急経済対策等が示された場合には、効果的で実効性の高い対策となるよう、商工団体等との適時適切な協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、中小企業等に対する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検証)

2 市長は、この条例の施行からおおむね5年ごとに検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。